

第2回入善町農業委員会議事録

令和5年9月4日午後1時30分から第2回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり	5番 森 下 吉 光
6番 上 田 幸 嗣	7番 西 川 信 一	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎	12番 米 山 義 隆	14番 前 田 俊 彦
15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄	

欠席委員 3名

1番 五十里 章	13番 坪 野 和 夫	18番 田 中 吉 春
----------	-------------	-------------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会 主 事	上 原 祐 里 奈
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和 佳 菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第4号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（米山 義隆）

お疲れ様です。本当に朝晩だいぶ涼しくなりましたが、まだまだ日中は猛暑日が続いている感じがあります。いよいよお盆明けてから、早生の刈り取り、もう既にミルキーは終わって、コシヒカリに入っておられることと思います。いよいよ本格的な秋の収穫シーズンが到来しつつあると感じております。

皆さんもご存知の通り、品質的に今年は非常に厳しい状況と言われておまして、先月の県の稲作経営者協議会でも、呉西の刈り始めた方々は米がほとんど真っ白で、三等ギリギリという話も聞いています。そういった中で富富富を刈った方もおりましたが、綺麗な米でありました。おそらく新聞でも富富富の話題が取り上げられてくると思いますけども、このままの状況でいけば、おそらく富富富がまた注目されていく過渡期に入るかなと感じながら、この秋を迎えるという状況です。委員の皆様にもこれから各地区で稲刈りが始まると思いますが、まず大事なのは、体調もですし、農業における労災事故がないように気をつけていただき、今後の刈り取り作業にかかっていたいただきたいなと思っております。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第3の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番寺田委員と4番森下さゆり委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第3、議案第4号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをご覧ください。議案第4号「農地法第5条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、譲渡人は入善町櫛山〇〇の〇〇さん、譲受人は黒部市若栗〇〇の〇〇さん、申請地は入善町小杉〇〇。台帳地目は畑、面積は484㎡で、転用目的は資材置場敷地です。

譲受人の〇〇は、土木工事、建設工事、測量、計測機材の設置及び管理などの事業を行う黒部市の会社です。昨年、既存地である小杉〇〇に本社機能を移転して利用していますが、事業拡大に伴い手狭になってきていることから、新たな資材置場が必要となり今回の申請に至りました。

既存地には、居宅と倉庫が2つあり、居宅は会社の事務所として使用、2つある倉庫は、業務用の資材置き場として使用し、それ以外の敷地は従業員の駐車スペースと、社用車の駐車スペースとなっています。

申請地は、申請人が営む土木建設業の現場で排出される土砂を置くスペース、そして土砂を搬入するためのトラックの駐車スペースや搬入路として利用する計画です。

排水につきましては、雨水排水については、自然浸透式とします。また擁壁を設け、土砂等の排出がないように配慮して使用します。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「資材置場敷地」であり、許可基準が「既存の施設の拡張」であるため問題ありません。

また、申請地は令和5年8月3日に除外済です。農業委員の意見書につきましては、退任される前に吉原委員にいただいております。調査の結果、転用は適当と認められるということをお伺いしております。入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第4号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林職務代理者

資材置き場は、多年にわたってしっかりと利用されるかどうかという判断が難しく、既存地がどう

いう形で使われているか、手狭という言葉では聞くのですが実際に何かこういうことだから手狭になっている、という根拠みたいなものはあるのでしょうか。何か書類として出てきているってことはないですか。

事務局

はい、土地利用の図面をいただいています。先ほども少し申し上げましたが、居宅と物置の間に車が7台、ずらっと入る状態になっています。その他に社用車が2台、合わせて9台入ります。そうすると、他の資材を置く場所が全くなくなるので、見た目でも土砂などを置く場所がないということが確認できます。以上です。

小林職務代理人

分かりました。これからこういう資材置場といった案件での委員の確認は、そういうところもしっかりと判断していただきたいですね。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第4号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは農業者等との意見交換会についてお話させていただきます。

（農業者等との意見交換会の日程調整など）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。ないようなので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

それでは配布物の確認させていただきます。皆様ところに、写真付きの身分証明書があったと思います。農地パトロールの際など、その身分証明書をお役立てください。あと、県農業会議より、8月23日にお配りした新任研修用の資料ですね、出席いただいた委員さんにはその時にお渡ししているので、それ以外の委員さんに全員、新人でない方につきましても届きましたので、どうぞお役立てください。あと農家相談の手引きも届いておりますので、配布してあります。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第2回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和5年10月5日木曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後 2 時48分)